

下水道用請負工事工事費積算基準を適用するにあたり留意する事項

R8年8月 下水道事務所

機械	1	機器費について ① 機器を工場に持ち帰り部分取替を行う場合の主要部品等を計上する。 ② 機器またはその一部を、工場に持ち帰り部分取替を行う場合の工場での労務費等（人工数）を計上する ③ 機器を、工事現場で部分取替を行う場合の主要部品等を計上する。 ④ 見積等で据付に要する費用を含む複合機器単価としたものは、機器費に計上する。 ⑤ 代表的な主要品目は別表 1 による。
	2	直接工事費について 機器単位で直接工事費を積算する。
	3	輸送費について 輸送費は、県外工場へ搬送、搬入の際に計上する。
	4	直接材料費について ① 代表的な主要品目は別表 2 による。 ② 修繕における直接材料費は、別表2における管弁類・塗料・油脂類のみを計上する。それ以外は機器費に計上する。 ③ 材工共の複合単価は、第 7 号内訳書の複合工費に計上する。
	5	労務費について ① 現場での労務費（人工数）は一般労務費等に計上する。 ② 管理監督に関するメーカー技術員の労務費は、計上しない。 ③ 管理監督に関するメーカー技術員の旅費は、現場管理費の率計算に含まれているため、計上しない。
	6	総合試運転について 総合試運転費は計上しない。特に必要がある場合は、積み上げとして人工数で計上する。
	7	間接工事費について 発生材の処分は、準備費に計上する。（産廃処分）
	8	設計技術費について 材質や仕様の変更を伴わない単純な部分取替や機器更新の場合、設計技術費の対象外とする。

下水道用請負工事工事費積算基準を適用するにあたり留意する事項

R8年8月 下水道事務所

電気	1	機器費について ① 機器を工場に持ち帰り部分取替を行う場合の主要部品等を計上する。 ② 機器またはその一部を、工場に持ち帰り部分取替を行う場合の工場での労務費等を計上する。 ③ 機器を工事現場で部分取替を行う場合の主要部品等を計上する。 ④ 代表的な主要品目は別表 1 による。 ⑤ 装置の一部となるケーブル類（現場操作盤等の 2 次側のケーブル・通信線類）は機器費に含める。
	2	材料費について 代表的な主要品目は別表 2 による。
	3	労務費について ① 現場での労務費（人工数）は一般労務費に計上する。 ② メーカー技術員の労務費は技術労務費に計上する。（旅費は含まない。旅費は現場管理費の率計算に含まれる。）
	4	複合工費について 材料費、機械経費、労務費を一括した場合の工費を計上する。
	5	間接工事費について 発生材の処分は準備費に計上する。（産廃処分）
	6	設計技術費について 材質や仕様の変更を伴わない単純な部分取替の場合、設計技術費の対象外とする。